

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第25回 議事概要

1 日時：平成19年10月16日（火）18：00～19：30

2 場所：霞ヶ関東京會館 シルバースタールーム

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

大山 永昭（主査代理）、浅野 睦八、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、岩浪 剛太、
植井 理行、大淵 哲也、華頂 尚隆、河村真紀子、岸上 順一、佐藤 信彦、椎名 和
夫、菅原 瑞夫、関 祥行、園田愛一郎、高橋 伸子、田胡 修一、中島 不二雄、中村
伊知哉、生野 秀年、堀 義貴、福田 俊男 （以上23名）

（2）オブザーバー

兩宮 直彦（KDDI株式会社）、井川 泉（株式会社東京放送）、金光 修（株式会社フ
ジテレビジョン）、川瀬 真（文化庁）、吉川 治宏（三井物産株式会社）、河野 智子（ソ
ニー株式会社）、中村 秀治（株式会社三菱総合研究所）、元橋 圭哉（日本放送協会）、安
江 憲介（株式会社三菱総合研究所）、山崎 博司（社団法人日本音楽事業者協会）

（3）事務局

小笠原情報通信政策局コンテンツ振興課長

（4）総務省

中田政策統括官、松井官房審議官、鈴木総合政策課長、吉田放送政策課長、吉田地上放送
課長、武田衛星放送課長

4 議事

（1）諸外国の放送番組流通市場及びルールについて

- 安江オブザーバーより、資料1に基づき、諸外国における放送番組の流通市場及びルールについて説明。
- 金光オブザーバーより、資料2に基づき、諸外国の制度に対するフジテレビの見解について説明。
- 番組提案、企画提案を公募しているが、外の製作会社の企画であっても、番組製作費は出している。製作会社によっては、自ら資金調達をしたい、ファンドや製作委員会を使いたいといった希望を出してくるところも想定されるため、放送権購入という形をとっている。番組製作は自らの調達なり資金でやっていただき、放送局は何年間で何回放送するといった放送権を購入する。当然番組製作費より放送事業者は負担を軽減でき、番組の2次展開権はすべて番組製作事業者側が持つ。仕組みは取り入れているが、一般

的なテレビ番組の放送番組の実例はない。放送権購入は、海外の映画、ドラマ、あるいは海外放送局との共同製作などで行われてきたが、これを国内の番組製作会社あるいは製作プロダクションにも枠を広げて、実例を少しでも増やしていければと思っている。

- 個人的な見解として、自己資金あるいは自ら資金調達して番組を作り、放送権だけを売り、それ以外の展開権を全部自分たちで確保したいという思いと、実力を備えた製作会社が数としてはまだ少ないと思う。今後を期待しているが、資金的裏付けを持ったいい番組企画が提案されていないのが現状。
- フィンシルール及びプライムタイムアクセスルールができた背景には、ハリウッドのロビー活動があったことを忘れてはいけない。市場の個々の競争者を保護したという評価があったというコメントがあったが、ハリウッドが新参者のテレビネットワークの力を押さえ、自らがテレビ番組の流通でも主導権をとるという思いがあって、ルールが制定されたという要因があったとはぜひ理解いただきたい。
- 日本においては、放送事業者が映像コンテンツ製作の中核的な役割を担ってきたとされており、これからもその役割は減ずることはない、期待いただいていると思っている。であれば、数値規制、数量規制をいわずらに導入するというのではなく、自発的な努力、自立的な努力によってトータルに編成全体を眺めて、クオリティーコントロールをしながら自主製作をしつつ、外部事業者とのパートナーシップを組んでいくのが、一番望ましい姿ではないかと考えている。

(2) その他

- 中村委員より、資料3に基づき、放送コンテンツ取引市場形成に係る検討課題について説明。
- 諸外国と日本で事情は違うが、いい番組をつくりコンテンツを流通させていくという上では、「多様化」や「競争力」がキーワード。そういう形で導入していくことが、非常に必要と感じた。
- アメリカのフィンシルールについて、「テレビ番組の価値は、時代の空気や視聴者の意識を読み、放送時間を勘案し、何を放送すべきかの編成方針に従って」云々、「DVD化や海外番販の目的が優先されて製作される番組は、相対的に1次放送のコンテンツを毀損しかねない」という表現があった。以前、民放は基本方針として放送外収入を拡大していくことが重要であり、2次利用を拡大せざるを得ないというご意見もあった。第4次中間答申の中でも同様であったが、編成方針に従って1次放送のコンテンツを毀損しないように進めましょうという形で、果たして中計にあるようなものかなうのか。発言に違和感がある。編成方針というよりは、経営方針、ビジネスモデルに従って、やっていくものではないのか。

- 規制でなくまずトライアルでということであれば、以前この会議でも申し上げたように、免許制の公益性の高い事業をやっている点から、トライアルがどうなっているのか細かくこの場に報告しながら、みんなで考えながら進んでいくことが必要ではないか。
- 全日本テレビ番組製作者連盟の見解が、「通信放送のあり方に関する懇談会」報告書に対して、昨年の6月に出されている。その中で「以上の提言は優越的地位にある放送事業者と、受託する側の番組製作事業者間の恒常的に潜在する取引関係上の課題を認識した上で」と、優越的地位にある放送事業者という表現が出ている。放送事業者が言うことと番組製作者が感じていることが、この1年で狭まったとは考えがたいので、番組製作者、コンテンツ製作者の方々の意見もお伺いしたい。
- 一消費者にとっては大きな市場がどうかということよりも、番組の多様化、文化的多様性のテレビ番組への反映といったことが、一番利益として直結する。広告放送を視聴するために直接お金を払っているわけではないが、商品代金の中に入っている広告費で作られている番組が、健全な競争によって多様な選択肢があるということこそを求めている。その目的が達せられるようなルールが必要であれば導入すべきである。番組の多様性を目的とするようなルールが必要であれば、導入すべきであり、どうなのか、知恵を出し合って考えたらよいのではないか。
- 権利処理コスト、流通コストについては、財産を流通させて利益を上げようとする者が負担するのが当たり前。無料がデフォルトのようにになっているネット上において、放送番組を流通させるためのビジネスモデルを構築するためには、それを実行しようとする通信事業者には、ビジネスモデルに関するそれなりの工夫や、それなりのコスト負担が必要になるのではないか。許諾権を報酬請求権にしてくれとか、あたかも権利処理を迂回しよう、ショートカットしようみたいな主張は虫がいいのではないか。
- 権利処理データベースに関しては、今回の試金石として位置づけられると思う。コスト負担の問題についても、十分詰めていただきたいと思っている。
- DVD化や海外番販の目的が優先されて製作される場合は1次放送を毀損するという意見について、実演家としては1次利用としての放送も、DVD化や海外番販などの2次利用も、対価が得られる機会があるのであれば止めたりしないということは申し上げてきたし、これからも止めたりすることはない。放送番組の流通を促進するというこの委員会のミッションから考えた場合、特定のウィンドーを守るために、ほかのウィンドーがスポイルされるとすれば問題であって、そこに何らかの措置が必要であるという議論にもなっていくと思う。
- 放送番組が流れない原因として、権利処理が問題である、著作権が問題である、実演

家の過大な権利主張がある、といった話が再三言われてきたが、いろいろ議論してみると、例えばネットでのニーズが弱いとか、採算性が確保できないという問題が出てきた。放送事業者は、2次利用の促進、広告外収入が経営上の喫緊課題であるとしている。実演家の立場から、放送事業者に対してこういった規制が行われるべきかについては、基本的に発言する立場にはないが、一体どちらが本音なのか。少なくとも今後二度と放送番組は流れないのは、実演家のせいだといった話はしないでいただきたい。

- 米国における映画の製作・流通については、1920年代に、ビッグスリーが製作配給興行を管理下に置く垂直統合システムの基礎を形成したのが始まり。その後、1930年代にはビッグファイブに編成され、バーティカルインテグレーションと称される、製作流通の縦の系列化が確立された。1948年に米国最高裁において、ビッグファイブの垂直統合に独占禁止法が適用され、製作流通の垂直統合が消滅させられた。1950年代には独立系の製作会社が数多く誕生し、メジャー各社は配給を中心とする経営に移行した。1960年代には、映画会社の資本力が落ち、他業種の巨大企業に吸収合併されコングロマリット化していくが、他業種の資本力を背景に、1970年代には、多額の製作費を投入しテレビ媒体による大規模宣伝でハイリターンをねらう、通称ブロックバスターと呼ばれる大作が、次々に製作されていくことになった。1980年代にはさらに関連企業との関係を深め、1次利用としての劇場公開の後に、多角的かつ機動的な2次利用を促進し、投下資本の回収はもちろん、徹底的に利益を追求していくワンソース・マルチユースのビジネスモデルが、確立した。そして1990年以降、ハリウッドメジャーは、通信放送などの情報関連はもちろん、さらに多種多様の企業と連結し、共存していく傾向がさらに進んでいる。
- 今後のIPTVにとって2次流通は非常に重要な位置づけであり、ユーザーから見たときのコンテンツの重要性は理解している。権利処理に必要な情報データベースについては、実際のビジネスが始まらない中で今までは動かしてきたところが、なかなか立ち上がらなかった最大の理由と思っている。香港のPCCWやヨーロッパのFastWeb、アリア、アメリカのベライゾンやAT&Tでは、10万から2百数十万の立ち上がりを見せている。IPTVフォーラムを中心に新しい企画も動いており、いよいよ日本においても来年あたりからIPTVが本格的に立ち上がるのではないかと期待している。それに対して今回のコンテンツ取引市場の形成が、いい形でかわっていくというか、お互いにサポートするような形で、市場が立ち上がっていくことを期待している。
- 委員会のもともとの趣旨を、10年間で5兆円のコンテンツ市場を拡大するために何をやるかという原点にさかのぼって考えた場合、いかにコンテンツ市場を振興・支援できるかという話になる。基本的には日本人の人口は減り続けていて、メディア接触時間

はあまり変わらない、コンテンツの単価も変わらないということが前提であれば、韓国の事例にあったように、海外で日本コンテンツを受け入れることに関して規制を行っているようなところがあれば、それを開放させていくというような努力も必要ではないか。

- 製作主体の多様化を担保するためには、ファーストウィンドーの多様化、育成支援を行う必要があるのではないか。製作者が増えても、主体として多様化したような製作者が出てきても、それを発表する場がない、流す場がないということであれば、産業としては立ち上がっていかない。従って、ある程度育成する必要もあるのではないか。
- コンテンツの流通のために、許諾権を前提とした処理を前提として考えた場合、権利処理にかかわる時間とコストをいかに簡素化してセーブしていくかということも、2次利用をより活性化するためには非常に重要なのではないか。また、2次利用であるとか、権利者の中で他権利者の経済活動を阻害するような行為、要因があるのであれば、それに関してはきちっと監視していかないといけないのではないか。
- 民放は、発足以来、税金で設備を作ったわけでもコンテンツを作ったわけでもないの、ボトルネック規制、設備開放規制みたいなものは、そぐわないのではないか。また、今までも経済活動において公共性が高いと言われている放送事業と、それ以外の放送外事業が一般企業と同じ税率で処理されているということは、やはりこれは民間として今までやってきた証であると思うので、あまりボトルネック規制的な話というのはよくないのではないか。あえて経済合理性で考えるならば、放送外収益というか、2次利用に関してもある程度ヘッドに精力は集中していただき、より一層収益を上げていただくということと、ロングテールコンテンツをより一層流動化し、市場を活性化させるための施策として、いろんな方式を検討したり、市場拡大、活性化に貢献していただけるようなアクションをとっていただければ、非常に期待したい部分である。
- いろいろなお話を聞いて、何となく内向きになっているのではないかという印象を受けた。日本のマーケットで、通信で、ユーザーから見てコンテンツは重要だという認識があるという話があったが、そんなに重要なのか。お金払って見るほど重要だと思っているかというのが疑問として残る。
- 権利処理をもっとスピーディーにやってくれという話がたくさんあったが、事業者としては、ほぼ無価値だったタレントの卵を育て上げて、財産的価値を作って、テレビ局と交渉して、今までうまくやってきている。そこに権利処理が煩雑だったことは1回もないと思う。2次利用する側が限りなくただに近い料金しか設定してこないの、事業者であるプロダクションが出荷調整をしないとタレントの寿命が短くなってしまうので、断るケースはあったと認識している。テレビ局サイドもその処理の煩雑さとか、金額の少なさのために、人員を割けないからあまりコンテンツは流通しなかった。

- 実演家には、肖像パブリシティー権というものがあり、法律には明文化されてないが、いまだに裁判でも人格権と財産権と評価が分かれる。これを財産だとはっきり認識してもらえれば、信託、譲渡、売却ということを行うときに、プロダクションが今までやってきたものが一步先に進む。それがもし認められれば権利処理ははるかに今まで以上に、スムーズになるのではないか、そういう実態もよくご理解いただきたい。
- 世界中のテレビを見ても日本の放送コンテンツ以上に多様な国は多分ないと思っている。もし5兆円プラスするなら、このインターネットの時代であれば海外に求めるべきであり、国内の話よりも海外を先にすべきじゃないか。日本ドラマの潜在的な視聴者数は、多分韓国においては10万人いるだろう。早期に正規品としてネットで出てくれば、今の海賊CDVとかの市場は淘汰できるんじゃないか。そういうマーケットを広げて、5兆円プラスするという話をしていただいたほうがいいのではないか。
- 権利処理の時間的なものとコストの簡素化というのは、プロダクションが果たしてきた役割を研究していただければはるかにわかりやすくなるだろう。
- フィンシルールについての説明で言いたかったのは、放送事業者は、当然のことながら経営方針として、その他事業、いわゆる非広告収入の拡大を目指している。放送で使ったコンテンツあるいは別に作った映画のコンテンツ等々を、価値を最大化する経済活動を行うというのは、方針としては変わってない。ただ、本末転倒してはいけないということを言いたかった。番組製作において市場の流動性を優先させるような規制が加われば、放送番組価値は下がる可能性が多い、だから、視聴者の不利益につながるということをや言いたかった。
- フリーハンドで編成をして視聴者のために考えているときに、別の要件が加わることによって1次放送ではない要件を優先する。アメリカはフィンシルールを入れて、ドラマと映画とコメディがほとんど占めてしまったというようなレポートがある。そういう形で市場流通性みたいなことを優先させると、どうしても本来編成されるべきものではないものの、バイアスがかかってしまうというようなことは、視聴者にとって得なのかということを知りやすくしておこうと思った。
- DVD化や海外番販といった場合、権利処理が大変だ、二次利用の権利の許諾が得られない、であれば、権利処理しなくていい人を使って作ればいいじゃないかと極論に走る場合がある。そんな道をとるつもりはないし、二次利用の許諾しないと最初から言われても、ニーズがあれば使う。それが視聴者にとってのメリットだと思う。最初からどうぞ海外番販してください、DVD化してください、だけど無名ですよ、あまり能力ないですよというタレントを使うのと、どっちがいいかといったときに、放送局は前者をとるということを目指したい。別の要件を持って海外番販やDVD化が、本末転倒された議

論として優先されて、本来コンテンツ業だし、テレビ局ですから1次放送の価値を毀損しては、仕事としては困るのだから、そういうところを行き過ぎて、優先されて製作される場合に、相対的に1次放送のコンテンツ価値を毀損しかねないということを行った。

○ ここは流通促進をしようという会議であり、そのためのトライアルをという話が出ているうえで、広告外収入ももう社是として取り組んでいるといった話が出てきてこの文章を読むと、1次利用が優先であって、流通の促進はその後だと読める。そうであれば、今後実演家のせいにしないでいただきたいということをお願いしたかった。

○ 実演家のせいにしたつもりはなく、今までのこの委員会の発言でも権利者に関して言及したことはないので、そういうつもりではない。資料は放送事業者としてある種主張しておきたいことであり、言うておかなければならないことだと思います。2次利用を大事ではないとは決して言っていない。

(3) 今後の検討スケジュール

○ 小笠原コンテンツ振興課長より、今後の検討スケジュールにつき説明。

以上